資 料

する全ての問題をカバーしなければならないでしょう。この論

法的地位* カナダに於ける外国人の

A L・C・デメストラル

 The Legal Status of Aliens in Canadian Law て行われた広島大学法学会講演 一九八八年五月一八日広島大学法学部におい

the Institute of Comparative Law, McGill McGill University, Montreal: Director of Professor of Law at the Faculty of Law Armand L.C. de Mestral

> 題はまた、難民という複雑な問題を含む、国籍および移民に関 こと、あるいは土地および株式を含む他の形態の財産を所有す る多数の法律も同時に考慮しなければなりません。これらの法 する問題の全てを含みます。カナダに於ける企業活動を規律す 国人にとり重要である全てのカナダ連邦法および州法を扱うの えていうならば、この論題は、公法、私法および国際私法に関 る外国人の権利に対し、一定の制限を課しています。言葉を替 律の多くは、外国人が企業もしくは公務において地位を有する ではなく、できる限り外国人の地位の問題を中心にお話したい 主題の全般的な説明を行いたいと思います。しかしながら、外 わる問題を提起します。私は与えられた時間の許す限り、この

序 論 と思います。

限は、第九一条第二五項のように、排他的性格のものです。し 対する管轄権は、連邦議会に与えられています。多くの立法権 会と一〇の州議会および二つの地方政府に分配されています。 会と連邦議会の双方に与えられています。また、連邦法および 七年憲法第九五条に於いては、移民に関する立法権限が、 かしながら、この原則に対する稀な例外の一つとして、一八六 一八六七年憲法第九一条第二五項により、帰化および外国人に カナダは連邦国家です。立法および行政権限は、

は じ め に

カナダ法に於ける外国人の法的地位のテーマは、多くの公法

法に於いて外国人が所有すると認められる各種の法的能力に関 は財産を所有する外国人の法的能力並びにカナダ法または外国 扱うためには、 および私法の問題を潜在的に含むものです。この主題を完全に 外国人概念の定義、国籍概念、契約を行いまた

71

資 が優先します 第二の重要な前提として挙げられるのは、カナダ公法

意味でのカナダ人であると主張することができます。その彼ら ていますが、そのうち五〇万人のみのインディアンが、本来の の構成上の特徴です。カナダは、二、六〇〇万人の人口を有し 慣習的な意味でのコモンローは、ほとんど残っていません。 被っていた無能力性を排除しました。従って、現在に於いては、

最後に注意しておかなければならないのは、カナダ人口

り七七〇人入国したことが統計上明らかになります。

八五九、スリランカ二二三、ベトナム八、二五一そして日本よ

五五一、香港六、四五一、インド八、二五六、インドネシアニ 於けるカナダに対する移民の数字を検証するならば、中国六、 り高いということにも注目すべきだと思います。一九八一年に

一四、韓国一、四三〇、マレーシア七〇八、フィリッピン五、

あるいは黙示的に、職業、裁判所または公務にアクセスする権

ならびに財産を所有する権利等を規律し、外国人がかつて

ンローは制定法によりとってかわられており、これらの法律は、 とです。この問題に関するほとんど全ての局面に於いて、コモ 国人概念は、ほとんどの局面に於いて有用性をなくしているこ モンローに於いて存在していた、またコモンローから生じた外

三分の一がアジアから来たこと、またこの期間におけるアジア この一○年間を通じてカナダに入国した全ての移民のうち、約

からの移民の割合が、ヨーロッパからのそれと比べて少しばか

市民権および移民に関して規律するのみならず、明示的

国内または国外で出生した人が君主に対して有する忠誠義務 ての問題を規律する英国コモンローを承継しました。従って、

よる移民の波がありました。

日本の皆さんにとって、一九四五年のカナダ人口が約

原則としてコモンローにより規律されています。

第三の前提として挙げられるのは、一九八八年現在、

コ

来カナダは約六○○万人の移民、言葉を替えるならば、 ○○万人であったことは注目に値するでしょう。一九四五年以

一五万人から一七万五千人の移民を受け入れてきました。また

は

により立法され、

ているということです。カナダ憲法は、一八六七年に英国議会

カナダはごく初期の段階に、政府に関する全

れらに続いてアメリカ革命により、また一九世紀後半におい 民と、現在のケベック地方へのフランスからの移民でした。 初の主たる移民は、一七世紀における東海岸への英国からの移 は主として移民により構成されている国であるといえます。最

-2-

(12-

て、さらに第一次大戦の前後の重要な移民および第二次大戦に

制定法上また慣習的な特徴としても、英国法に淵源を発し

州法の定める条件が抵触する場合、当該条項によって、連邦法

72

リアから渡ってきた移民であるともいえます。従って、 にしても、一万一千または二千年前という比較的最近に、 カナダ

外国人概念の歴史

課せられていました。コモンロー上臣民とは、 誠義務でした。自然発生的なまたは終生の忠誠義務が、臣民に ては、国民になることはできませんでした。これらの問題は、 は、一時的な忠誠義務を有します。外国人は、法律によらずし いて生まれた人をさします。国王の領土に於いては、外国人 有名な一六〇八年の Calvin's Case に於いて議論されました。 初期のコモンローに於いて、 重要な概念は、 国王の領土に於 君主に対する忠

この判例に於いて、スコットランド王ジェームス六世がイギリ ス王ジェームス一世になった時点以降にスコットランドで生ま

区別よりももっと重要でした(Attorney General v Prince Ernest した外国人を含む他の臣民との間の区別は、臣民と外国人との れたものは、イギリスに関する限り外国人ではないと判示され 事実、 初期に於いては、出生により臣民となったものと帰化

国人は、法律によってではなく、内務大臣の行政権利付与によ Augustus of Hannover [1957] A. C. 436)。 | 八七〇年になって初め ら、ここで注目しなければならない法の中心的な特徴、また制 いて役割を果たすことはなくなっていきました。しかしなが て、英国議会は、Naturalisation Act を採択し、これにより外 英国国籍を有することが出来るようになりました。そして コモンロー上の忠誠義務は、制定法での国籍概念に於

> 得、喪失に関する包括的な制定法を定めました。出生により英 Act 1914 は、先行法を廃止すると共に、初めて英国国籍の取 定法に於いても同様である特徴は、領土内に於ける出生です。 一九一四年の British Nationality and the Status of Aliens

ました。 適用され、従ってカナダに於いても一定期間法として適用され 国臣民となったものに関する第一部は、大英帝国全体に於いて た。すなわち、移民およびカナダ自治領の検疫に関する法律が存 リス自治領カナダ連邦の成立以前に於いても存在していまし これらの問題に関するカナダの制定法は、一八六七年のイギ

ものは、英国臣民と同様の権利を享有していました。しかしな ました。当該法律のもとで、カナダに於いて国籍を与えられた められていませんでした(A. G. B. C. v Tomey Homma and A. がらその時点に於いては、各州が同様の権利を与えることは求

the Status of Aliens Act 1914 に従うことをその目的としてい S. C. 1921; R. S. C. 1927, ch. 21 & British Nationality and Act が採択されました。カナダのNationals Immigration Act 在していました。そして一九〇六年に、近代的な Immigration

C. R. 440)。カナダ国籍は、一九四六年に至り、Citizenship Act G. Canada [1903] A. C. 151 18 45 Kwing Wong v R. (1914) 49 S.

73

ch. 108 により改正、破棄されました

た。

当該法律は、後に Citizenship Act, S. C. 1974-75-76

資

中世コモンローに於いて、外国人は事実上いかなる公的また

Canada" (1964) 1 Can Yb of Int'l Law 107)、第二次大戦に於いて

は、

カナダに於ける外国人の地位

定

九四六年の Citizenship Act 1946, R. S. C. 1970, c. C-19 は

の定義をおいておらず、市民についてのみ定義しています。一

現行の Citizenship Act, S. C. 1974-75-76, ch. 108

は外国人

以下のような外国人の定義を含んでいます。

6] (R. S. C. 1970 c. C-19, s. 2) 「カナダ臣民、英国臣民またはアイルランド市民でないも

ませんでした。 る権利、軍隊に参加する権利または公務につく権利を有してい した。しかしながら、友好的な外国人は、政治的過程に参加す および動産について契約を締結し、また処分することができま 裁判所に訴えることができ、動産を所有するとともに、不動産 域的な忠誠義務を有していると定め、友好的外国人とそうでな

コモンローは、外国人が国王の領土に於いて一時的かつ地

い外国人との間に区別が設けられました。友好的な外国人は、

よって、次第に緩和されました。そして一六世紀の末までに

定法の採択およびコモンロー裁判所によるより自由な態度に は私的な権利をも有していませんでした。こうした原則は、

ています。しかしながら、この問題は必ずしも明らかではあり または National Defence Act のもとで制定された規制によっ は、完全にではないとしても、主として、War Measures Act かう大権の範囲は明確ではありませんが、現在でもカナダに於 大権による財産没収の可能性がありました。敵性外国人をあつ いて行使されています。現在、敵性外国人の地位の実際の規制 敵性外国人は、 第一次大戦中、 実際上いかなる権利をも有しておらず、 政府はその大権を行使し (例えば、 国王

Head, "Stranger in our Midst: a sketch of the Status of Aliens in

一八六七年憲法第九一条第二五項

臣民を、ブリティッシュコロンビア州の選挙より除外すること 反していると判示されました。しかしながら、日系の帰化英国 ア州の同様の規制が、一九一三年の Japanese Treaty Act に違 G. Canada [1924] A. C. 203 に於いて、ブリティッシュコロンビ 除外することは出来ないと判示しました。 A. G. B. C. v A リティッシュコロンビア州が、鉱山に於ける雇用より中国人を Regulation Act (1904) 10 B. C. L. R. 408 ですが、これらはブ Colliery v Bryden [1899] A. C. 580 ぷょら Re Coal Mining 不明確さを伴っていました。リーディングケースは 運邦管轄権の外国人に対する適用範囲は、常に一定の困難と Union

うとする場合でも、

連邦の省より認可を得ることを外国企業

れます。

平等権に関する憲章第一五条は、全ての個人は、

国人のレストラン店主が白人女性を雇うことを禁じたサスカチ は Curringham v Tomey Homma に於いて肯定され、また中

は外国人投資家の入国を制限または禁止する議会権限を認めて れました。企業に関しては、いくつかの判決が、外国企業また ワン州の規制は、Kwing Wong v The R. King に於いて支持さ

Ont. v Reciprocal Insurers [1924] A. C. 328 at 345; In re Insurance ンます(例えば'Insurance Reference [1916] A. C. 588 at 597; A. G.

Act of Canada [1932] A. C. 41 at 51)°

Committee on Japanese Canadians v A. G. Canada [1947] A.C. 87)° 限の有効な行使であるとして支持されました(Cooperative 産の没収および特定の日系市民の追放はすべて、議会の緊急権 ケースである、第二次大戦中に於ける日系カナダ人の抑留、財 外国人の不法な取扱に関するカナダ歴史史上最も悪名高い

念

集会、結社の自由は、出身国による区別なく「全ての者」

Bar Rev. 213 at 228 に於いて以下のようにまとめられていま "Canadian Regulation of Foreign Investment" (1972) 50 Can. 八六七年憲法第九一条第二五項の範囲は、Arnett の

の権限は、外国企業が一つの州に於いてのみその活動を行お 限および入国に際し条件を付す権限を含んでいる。例えばこ 思われる。この権限は外国人のカナダ入国許可を拒否する権 し一般的に立法を行う排他的な立法権限を有しているように 「[連邦] 議会は、このような外国人の権利または無能力に関

> 投資を規律する州の管轄権を排除しているように思われる。」 行動に制限を加える権限も含まれる。 当該連邦権限は、如何なる形においてであれ、 外国よりの

に求める権限を含んでいる。また、カナダに於ける外国人の

を区別しています。すなわち、良心、宗教、思想、意見、信 Rights and Freedoms の多くの規定が、市民とそうでないもの 九八二年以来、カナダ権利自由章典 Canadian Charter of

九八二年憲法

こに於いて生活を営む、移動の権利は、「全カナダ市民」に限定 されています。同様に、一つの州より他の州へ移動し、またそ 権を規律する第三条および第四条は、カナダ「全市民」に制限 により享有されます。他方、投票権および下院に於ける被選挙

当な捜索、差し押えまたは恣意的な禁固、逮捕または拘留より されています。基本的正義の原理により扱われる法的権利、 不

ます。同様に、罪に問われた者は、各種の手続上の権利を有し 免れる法的権利に関して制限はなく、全ての人により享有され

ており、異常な処遇または処罰を禁ずること、証人を求めるこ た、全ての基本的な手続上の権利は、出身国に関係なく認めら と、自己不罪特権および争訟において通訳を求める権利といっ (12-2-231)

法の前およ

資

景等に基づく差別に服さないことを保証しています。 び法のもとに於いて平等であり、人種、出身国または民族的背

ける権利は、カナダの全ての公衆が享受します。 連邦政府により、英語またはフランス語によりサービスを受

しかしながら、少数言語および教育の権利は、カナダ市民の

ともできます。 ダ市民ですが、また自己を原住民国家の国民であるとみなすこ 特別の権利を与えており、彼らはカナダ法のもとでは全てカナ みにより享有されます。カナダ憲法は、カナダ原住民に対して

同様に、社会的および経済的差別を規律する州の人権法典もま 条)、出身国または民族的背景に基づく差別を禁止しています。 本的自由を「全ての個人」に認めており(第二条@および第三 を禁止しており、生存、自由、安全に対する権利および他の基 Rights, S. C. 1960, ch. 44 H' 同様に、一九六〇年に採択された Canadian 人種または出身国に基づく差別 Bill of

た、人種または出身国に基づく差別に服することなく、これら

能力の大部分を取り除きました。 由憲章および州の法典は、外国人が被っていたかもしれない無 て認めています(第一条~第一○条参照)。従って、カナダ人権自 and Freedoms, L. Q. 1965, ch. 6 が挙げられ、これは基本的自 由および手続上の権利を「全ての人間または全ての人」に対し 該当する事例としては、Quebec Charter of Human Rights の権利を基本的自由として全ての者に対して保証しています。

外国人の政治的地位

Supp. ch. 14 は、カナダ人でないものが、政党を結成すること は候補者として参加する権利はカナダ市民に限定されていま しかしながら、 Canada Elections Act, R.S.C. 1970, 1st 一九八二年憲法によるならば、連邦選挙に投票者としてまた (12-2-232)

て認められるからです。 なぜならば、一般的に、選挙権は居住または財産所有に基づい どの州に於いて、地方自治体選挙で投票することができます。 地方自治体で財産を所有している場合、これらの者は、ほとん う一般原則が存在します。しかしながら、市民でないものが、 に於いても、候補者となりまたは参加することは出来ないとい ないものが、暴力による政府の転覆に参加または扇動すること を禁止しています。市民でないものは同様に、州レベルの選挙 て意見を表明することができます。当該規定は、カナダ市民で および第二七条第二項のに違反しない限り、政治的問題につい は、Immigration Act, S. C. 1976-77, c. 52, 第二七条第一項(c) を禁止していません。合法的にカナダに居住する非カナダ人

政府および裁判所へのアクセス

期に於いても、 有していました。この権利は、カナダ立法により現在でも享受 友好的外国人は、コモンローのもとで、一六九七年という初 コモンロー裁判所で出訴または応訴する権利を

のように定義しています。

本的な区別を構成しています。

Citizenship Act 1976 はまた、市民権を第三条に於いて以下

永住権者に対して行うことを禁じており、永住権者に対する基

ないものは、カナダ市民と同様に裁判に服すると規定していま することが出来ます。Citizenship Act 1976 は、 カナダ市民で

法 的 能 す (第三四条)。

カ

現在では、外国人の法的能力に関する一般的な問題は、

Citizenship Act 1976 により解決されています。当該法律の第 び地位を認めることにあります。しかしながらこの原則には、 Ⅱ部が外国人の地位の問題を取り扱っています(付属資料参照) たる目的は、カナダ市民でないものに完全な私法上の能力およ これらの規定を検証してみますと、これら特に第三三条の主

所有、企業経営への参加または州政治過程への参加の制限など する州政府の権限を認めるという例外が存在します。特に財産 ある一定の分野に於いてカナダ人でない者の能力の行使を制限

相続しまたは所有する権利に関し、このような州法上の差別を の分野に関してです。第三三条第六項は、各州に於いて財産を

第一項 この法律に基づき以下の者を市民と定義する。

当該法律の発効以降にカナダで生まれたもの

(b)

当該法律の発効以降にカナダ以外で生まれ、出生時に

む

(F. R. Davies, Contract, 4th Ed., p. 128)。この分野に於ける主

於いて、里親でない、両親の一が市民であるもの 第五条または第一〇条により市民権を認められまたは

(c) 取得した者で、市民権が認められた日に一四歳以上の場

市民権宣誓を行ったもの

当該法律の発効以前に市民であったもの

(d)

き市民権を得る資格を有するもの 当該法律の発効以前に、先行法第五条第一項心に基づ

以上のように、カナダに於ける市民権に関する一般原理は、

地位の享受を一般的に認めたことに従い、ケベック州民法第 念を採用したのです。市民でないものに財産の所有およびその なった伝統を継承する国家として、カナダは、双方の基本的概 出生地法と血統法の混合です。すなわち、大陸法と英米法の異

に於いて、次の様な原則が存在していました。すなわち「一般 り、市民でない者に言及はありません。同様に、英米法系の州 ています。それらの法的無能力者のリストは第九八六条にあ のを除き、全ての者は契約を締結する能力を有する」と規定し す。第九八五条は、「法により明示的に無能力が宣言されたも 八条および第二九条は、外国人の完全な法的能力を認めていま

に全ての者は、彼らの望む契約を締結する完全な法的権限を有 権限を完全には有しておらず、従って彼らは無能力であるとい しており、契約に拘束される。しかしながら、一群の者はこの われる。このグループは、未成年、精神障害者および企業を含 (12-2-233)

77

料 要なコモンロー法源は、Aliens Real Property Act, R. S.

にビザを取得しなければなりません。学生としてまたは労働目

1920, c. 19 であり、 この法律は一九世紀の初期にさかのぼるこ

資

とが出来ます (Head, op. cit. 参照)。カナダ法は現在、法的能力に

関して、市民とそうでないものをほとんど区別していません。

籍国に於いてなされなければなりません。

市民でない者が市民となる通常の方法は、

永住者の地

(12-2-234)

を申請することが出来ます。これは国外、通常居住国または国

いて申請されねばならず、これはカナダに入国したのちそのよ

(landed immigrant status) を申請するものです。これは国外に於

国民は、たとえ短期旅行者として入国しようとしても、入国前 入国と同時にかつ請求することなく与えられます。多数の国の して自動的に発給され、移民省により、カナダ入国地に於いて りません。三ケ月間有効の観光ビザはほとんどの国の国民に対

カナダ市民になる権利を有しています。すでに述べましたよう かつ犯罪を犯していない場合、永住権者は入国より三年以内に カナダの習慣および伝統に関する基本的な知識基準に適合し、 認められた期間を越えてカナダに留まる権利を有していませ

市民でない者は、入国の権利または Immigration Act により し、またそれがカナダ法に於いて認められている難民を除き、 かにこの講演の範囲を越えています。国際法に於いて権利を有 Immigration Act に於ける市民権取得手続の詳細な検討は明ら 市民になる手続および権利について規定しています。 ています (上述)。

規律されています。

ch. 108 および Immigration Act, S. C. 1976-77, ch. 52 以より

これらの問題は、Citizenship Act 1976, S. C. 1974-1975-76,

市民権の取得、入国の権利

市民は、Citizenship Act 1976 第三条第一項により定義され

しかしながら、Immigration Act は、詳細にわたってカナダ

ん。入国しようとする全ての者は、ビザを有していなければな

を果たすことが出来ますし、事実ケベックはそうしています。 人がカナダに入国しました。各州は、移民の選抜に一定の役割 に留保される割当です。近年、このような制度に基づき約一万 は認められないが経済的窮乏あるいは政治的混乱を被った人々 は、全世界よりの目標値と、難民および条約によっては難民と 割当を含むものではありません。ただ唯一の明確化された割当 定められます。これらの目標は、出身国または人種的な性格の 以降三年間の移民の一般的な目標値が大臣および移民省により 広範な権限を大臣および移民省に与えています。毎年、その年 は、Immigration Act によって定められています。この法律は 例外は大臣によって決められます。誰が永住権者を認めるか うにしたいと決めた場合にも当てはまり、この法準則に対する

一旦カナダに入国が許可されると、二つの国語の一ならびに

78

的で一定期間入国しようとする者は、学生ビザまたは労働ビザ

政治的権利と共に、経済的また社会的生活に参加する非常に広 永住権者は一旦カナダに入国すると、種々の私法的および

Charter of Rights and Freedoms は、カナダ市民でない者の権 ことを禁じており、またカナダ権利自由章典 Canadian Act は、種々の場合に於いて、州が永住権者の権利を制限する

す。現在では、出身国または民族的背景に基づく差別を禁止す 利を第一、三、四、五、および六の各条のみで制限していま る第一五条および州の人権立法は、カナダ市民が特定の職業へ

て正当化されるとしない限り、 多数の規制を、 就業することおよび一定の雇用形態をとることを制限している らに思えます。 裁判所が合理性があり自由な民主的社会に於い 無効とする効果を有しているよ

経済活動への参加

580 参照。また一般的には、H. F. Angus, "The Legal Status in えられており、州議会がこの権利を制限することは禁じられて 制限を多数有していました(Union Colliery v Bryden [1899] A. C. て、州法は、特定の産業分野でアジア系労働者の雇用に対する います。しかしながら今世紀の初頭、特に西部カナダに於い 永住権者は Immigration Act により自動的に働く権利を与

British Columbia of Residence of Oriental Race and their Descendan-

範な権利を享有することになります。 市民権法 Citizenship London, 1937, p. 77 および Head, op. cit. supra 参照)。永住権者でな いものまたは労働ビザを所有していないものは、働く権利を有

ts", in MacKenzie, The Legal Status of Aliens in Pacific Countries,

係があり適当と思われる場合はそうすることが認められる場合 ます。同様に、学生は働く権利を有していませんが、勉学に関

しておらず、もし働こうとする場合、国外追放の可能性があり

外国人は、連邦法および州法のもとで労働組合に参加する権 結社の自由

があります。

ch. 228, sec. 3; Quebec Labour Code, R. S. Q. 1977, ch. c-27)° しかしながら、労働組合に参加する権利が明確に認められる

方、多数の専門職の結社、特にケベックおよび英米法系州の

ch. L-1, sec. 5, par. 3; Ontario Labour Relations Act, R.S.O. 1980 利を有しています(例えば、Canada Labour Code, R. S. C. 1970,

は、メンバーをカナダ市民に限定している)。この条項に関する訴訟 弁護士会への加入は、未だにカナダ市民に限定されています (Ontario Law Society Act, R. S. O. 1980, ch. 233, sec. 28. 当該法律

は、すでにカナダ最高裁判所で争われました(Re Skapinker

[1984] 1 S. C. R. 357)。この事件は、カナダ権利自由憲章第六条 を禁止する第一五条のもとで行われた場合、ほぼまちがいなく に於ける移動の権利に関するものでしたが、訴訟は不成功に終 わりました。しかしながら、同様の訴訟が、国籍にもとづく差別 (12-2-235)

成功することでしょう。その場合、たとえば建築家(Architects

79

Act, R. S. O. 1980, ch. 26) Engineers Act, R. S. O. 1980, ch. 394) の結社に対する加入の制限 および専門技術者(Professional

も同様に違憲であるとして廃止されることになるでしょう。 三 公務と外国人

資

外国人は、原則としてカナダおよび州の公務に参加すること

に対する忠誠の宣誓をしなければなりません。連邦および州の が許されています。しかしながら、そうする場合、彼らは国家

一定の地位は、優先的にカナダ市民またはカナダ人のみに解放

市民でない者の財産の取得および譲渡に関する権利

されています。

いて財産を取得する能力を有しています。しかしながらそうす すでに述べましたように、市民でない者は、カナダ全土に於

organ v P. E. I. [1973] 2 S. C. R. 349 24 は Arnett, op. cit. sup-制(zoning regulation)より免除されることはありませんし(M アイランド州で岸辺の土地を取得することを禁じる州の区画規 りません。従って、カナダ人でないものがプリンスエドワード ることを制限する連邦法または州法より免除されるわけではあ

Canada Act は、特定地域に於けるカナダ企業の取得または企 審査にかからしめ、取引を禁止することを可能としています。 Investment Canada Act は、外国人投資家の特定の投資活動を 業設立のための投資に対して、一定の制限を加えています。 Review Act, S. C. 1973-74, ch. 46 および現在の Investment 同様に、連邦レベルに於いて、先のForeign Investment

Hughes, Foreign Investment Law in Canada, (1983))°

ナダ人でないものの数を制限しています(一般に、G. C. います。また連邦および州の会社法は、会社重役となり得るカ

(12-2-236)

が、一定割合以上の株式または経営権を保有することを禁じて 資信託会社のような特定業種に於いて、カナダ人でないもの 同様に、多数の連邦法および州法は、保険会社、銀行および投

80

険 **五** カナダ年金基金並びに家族手当および生活保護は、居住の 般的に、公的保険、労働災害保障、 社会保障 失業保険、

退職金保

このことは、社会保障を得ようとするものが、一定期間合法的 にその州に居住していることを前提としています。居住するた 事実に基づいており、国籍にではありません。しかしながら、

ce Act, 1973 S. C. 1973-74, ch. 44 が挙げられます。この法律 りません。これらの法準則の典型としては、Family Allowan は、家族手当は、カナダに居住している両親で、匈カナダ市 れるか、または労働もしくは勉学の権利を有していなければな めには、彼らは永住権者として合法的にカナダに入国が許可さ

ます。 民 にカナダに入国が許可された者に対して認め得ると規定してい ・助永住権者、または心永住権者ではないが特定の条件の基

教育へのアクセス

に於いても、カナダ人でないものが学校または大学で教育を受 カナダの教育に関する法令では、 連邦レベルまたは州レベル 力的です。現在のところ、

約四万人の人々が、

カナダ国内で彼

拠のある恐怖を有するもので、

教育を受けさせる義務は、永住権者および市民の子供に対して 利を有していなければなんの役にもたちません。しかしなが は就労許可もしくは学生ビザに基づいて、カナダに居住する権 る学生または子供の両親が、市民もしくは永住権者としてまた しながら、学校または大学に入学する権利は、問題となってい 一旦カナダに入国すると、全ての州に於いて存在する義務

けることについて、障壁はほとんど設けられていません。

しか

らの難民の地位への請求の結果を待っています。あまりに多数

行をいくつかの州が発達させています。 ダ人学生よりはるかに高い授業料を課するという嘆かわしい慣 れており、大学レベルに於いては、外国人大学生に対してカナ 学生奨学金の交付は、カナダ市民または永住権者にのみ限ら

のみならず、外国人の子供に対しても適用されるように思われ

亡命者、

政治犯および言論関係者等の特別のグループの難民の

七 移民の地位

よい土地での安全を選んだ他の人々にとり、カナダは非常に魅 おける過酷な経済的窮乏または政治的混乱の犠牲となり、 故、多数の難民にとり、また厳密には難民ではないが、自国に を受け入れるようにとの強い圧力を受けてきました。カナダの カ、ハイチおよび中南米を含む世界各地から、より多くの難民 命者と難民です。近年、カナダは、中東、インドシナ、アフリ 入国の容易なことおよび広範な民族的背景を有する人口の存在 現在カナダに於いて、特に論議の的となっている問題は、 ť

> ダに居住し、しばしば雇用をみつけまた国内における友人関係 の人々がこの地位を請求したため、現存する手続は完了するの 1976-77, ch. 52 、同施行規則、インドシナ、ラテンアメリカ、 する基本的法令を挙げれば、移民法 Immigration Act, S. C. 追放することは特に難しくなっています。カナダでの難民に関 を発達することにより根をおろしかけているこのような人々を に約二年間かかります。この手続が終わる頃には二年間もカナ

より法的拘束力を与えられない限り、それ自体としてカナダに る条約、 る議定書の署名国です。これらの条約は、Immigration Act に 無国籍者の削減に関する条約および難民の地位に関す Tokyo, 1987, pp. 765-838 参照)。カナダは五つの条約、すなわち、 Law, Springer verlag, Berlin/Heidelberg/New York/London/Paris/ Stein, The Legal Position of Aliens in National and International ために創られた特別法です(一般に、de Mestral, in Frowein and

国際難民機関憲章、難民の地位に関する条約、亡命船員に関す

於いて適用されることはありません。 地位または政治的意見を理由として迫害されるとの十分に根 難民は、Immigration Act 第二条に於いて、以下のように定 政治的社会的集団の構成員としての

義されています。

.....人種、

国籍、

(12-2-237)

料

(a)

めに国籍国の保護を受けることを望まないものることが出来ないものまたはそのような恐怖を有するた

国籍国の外にいるものであって、当該国家の保護を得

を望まないもののような恐怖を有するために当該国の保護を受けること当該常居所国の保護を得ることが出来ないものまたはそ当該常居所国の保護を得ることが出来ないものまたはそ

於いて、最高裁判所は、一度不許可となった難民の地位の再請 177 に於いて、さらにこの状況を複雑化しました。この事件に Minister of Employment and Immigration [1985] 1 S. C. R. みが数多くなされました。カナダ最高裁判所は、Singh v.the より船舶で来て不法に上陸し、上陸の時点で難民を主張する試 こられたということによって複雑化されています。ヨーロッパ 難民手続の性格について誤った情報を与えた人々により連れて 仕事を準備しているとごまかして主張し、カナダの移民および 内多数の人が、カナダ移民法令の知識を有しているとかまたは は、報道された多くの事件におけるがごとく、これらの人々の について、カナダでは大きな懸念がもたれています。この状況 必ずしも条約の定める定義のもとでの難民ではないということ これらの人々の多くが、経済的困窮の被害者であるとしても、 ダに一年以上滞在し移民省による請求の審査を待っています。 在の請求未処理分は約四万件に上り、そのうち多数の者がカナ 難民の地位に対する請求が数多くなされています。現

民省の移民および難民局に、より迅速にこれらの請求を処理するのを送還する、より広範な移民省の権限を認め、また労働移す。この法律草案は、明らかに善意の難民の地位請求者以外のものを送還する、より広範な移民省の権限を認め、また労働移す。この法律草案は、明らかに善意の難民の地位請求者以外のものを送還する、より広範な移民省の権限を認め、また労働移民省の移民および難民局に、より迅速にこれらの請求を処理するに、まり、難民自身およびその弁護士が出席する審理により決定され、石畑のは、本の大規を、の、また労働移を、この法律草案は、明らかに善意の難民の地位請求者以外のものを送還する、より広範な移民省の権限を認め、また労働移民省の移民および難民局に、より迅速にこれらの請求を処理する。この法律草案は、明らかに善意の難民の権限を認め、また労働移民省の移民および難民局に、より迅速にこれらの請求を処理する。この法律草案は、明らかに善意の権限を認め、また労働移民省の移民および難民局に、より迅速にとれらの請求を処理する。

結論

目的としています。

る条約難民決定課という新たな行政機関を創設することをその

向を採りはじめ、現在においては基本的に自律的な法体系を有向を採りはじめ、現在においては基本的に自律的な法体系を有る英国法に長期間従ってきたカナダは、一九四六年に自己の方の分野に於いて大きな発展が見られました。主として国王、政の分野に於いて大きな発展が見られました。主として国王、政の分野に対いて大きな発展が見られました。主として国王、政の分野に対いて大きな発展が見られました。主として国王、政の分野に対いては基本的に自律的な法体系を有法を表

しているといえます。

Citizenship Act, S. C. 1974-75-76, ch. 108

31. (1) Every person who, under an enactment of a Commonwealth country other than Canada, is a citizen or national of that country, has in Canada the status of a citizen of the Commonwealth.

(2) For the purposes of any law in force in Canada on and after the commencement of this Act that refers to the status of British subject, the status so described shall after the commencement of this Act refer to the status of Canadian citizen or citizen of the Commonwealth or both as the intent of such law may require.

32. Any law of Canada and any regulation made thereunder shall, unless it otherwise provides, have effect in relation to a citizen of Ireland who is not a citizen of the Commonwealth in like manner as it has effect in relation to a citizen of the Commonwealth.

33. (1) Subject to this section.

(a) real and personal property of every description may be taken, acquired, held and disposed of by a person who is not a Canadian citizen in the same manner in all respects as by a Canadian citizen; and

(b)a title to real and personal property of every description may be derived through, from or in succession to a person who is not a Canadian citizen in the same manner in all respects as though through, from or in succession to a Canadian citizen.

(2) The Lieutenant Governor in Council of a province or

nated by the Lieutenant Governor in Council thereof is authorized, subject to subsection (6), to prohibit and annul or in any manner restrict the taking or acquisition directly or indirectly of, or the succession to, any interest in real property located in the province by persons who are not Canadian citizens or by corporations or associations that, in the opinion of the Lieutenant Governor in Council or the other person or authority so designated, are effectively controlled by persons who are not Canadian citizens.

such other person or authority in the province as is desig-

(3) The Lieutenant Governor in Council of a province may make regulations applicable in the province for the purposes of determining

(a) what transactions constitute a direct or an indirect taking or acquisition of any interest in real property located

in the province;

(b) what constitutes effective control of a corporation or association by persons who are not Canadian citizens; and (c) what constitutes an association.

(4) Every person who fails to comply with any prohibition, annulment or restriction made pursuant to subsection (2) is guilty of an offence and is liable on summary conviction to a fine not exceeding ten thousand dollars or to imprisonment for a term not exceeding one year or to both.

to a fine not exceeding ten thousand dollars or to imprisonment for a term not exceeding one year or to both.

(5) where a corporation has committed an offence under subsection (4), any officer, director or agent of the corporation who directed, authorized assented to, acquiesced in or participated in the commission of the offence is a party to and guilty of the offence and is liable on conviction to the

decision or take any action that by the Lieutenant Governor in Council thereof to make any (a) prohibits and annuls or restricts the taking or acquisi-

immigrant ordinarily resident in Canada; (b)conflicts with any legal obligation of Canada under

interest in real property located in a province by a landec

tion directly or indirectly of, or the succession to, any

any international law, custom or agreement

custom or agreement; legal obligation of Canada under any international law in so far as more favourable treatment is required by any Canadian citizens on the basis of their nationalities, except (c) discriminates as between persons who are not

purposes; or property located in a province for diplomatic or consular (d) hinders any foreign state in taking or acquiring real

or as a result of an investment considered and allowed by acquisition directly or indirectly of any interest in rea the Governor in Council under the Foreign Investment property located in a province by any person in the course (e) prohibits and annuls or restricts the taking 01

province only upon a day fixed in a proclamation of the Subsections (2) to (6) shall come into force Ħ.

> Governor in Council declaring those subsections to force in that province be Ξ. 84

pal, parliamentary or other franchise; (a) qualify any person for any office or for any munici-This section does not operate so as to

(b)qualify any person to be the owner of a Canadian

(12-

- 2 ---240)

disposed of only by Canadian citizens; Parliament of Canada may be taken, acquired, held any property that under or pursuant to any Act of the (c) qualify any person to take, acquire, hold or dispose of 2

respect of property as are hereby expressly given to him; Canadian citizen except such rights and privileges in (d)entitle any person to any right or privilege as

the death of any person dying before that day July, 1883, or in pursuance of any devolution by law on mediately or immediately, in possession or expectancy, in ty to which a person has or may become entitled, either pursuance of any disposition made before the 4th day of (e) affect any estate or interest in real or personal proper-

law in the same manner as if he were a Canadian citizen. 34 A person who is not a Canadian citizen is triable